

(仮称)北3条広場プロモーション業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務名

(仮称)北3条広場プロモーション業務

2 業務の背景及び目的

平成26年夏頃に供用開始予定の(仮称)北3条広場は、全国的にも珍しい公共施設整備の手法を用いており、民間活力導入のモデル事業となっている。

札幌市としては、この広場を広く周知し、その運営をオープン当初から軌道に乗せるとともに、継続的な活用を促進し、将来に渡って、にぎわいの創出や地域価値の向上を図っていくことが重要と考えている。

そこで、当施設の特徴・魅力を発信するプロモーションの企画・実施、空間活用の見本となり、都心全体の活性化に資するオープニングイベントの検討などの業務を行う。

3 業務概要

(1) 業務内容

ア (仮称)北3条広場活用の促進に向けた各種プロモーション企画・実施

① 広場利用促進のPR・具体的催し、各媒体を用いた広報の企画・実施

② 広場概要パンフレット、リーフレット等の作成

イ オープニングイベントの基本計画策定

① 基本的な方向性の検討、オープニングイベントモデルプランの検討

② 関係機関会議の運営

③ 関係機関会議の資料作成

ウ 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

(2) 業務規模

2,300千円程度(消費税及び地方消費税を含む)。

(3) 委託期間

契約締結日から平成26年3月28日(金)まで

4 成果品

(1) 報告書

ア A4版製本(図面等A3)10部

イ 電子データ 一式

(2) そのほか関連説明資料 一式

5 参加資格

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

こと

(3) 企画提案書の提出期限において、札幌市の指名停止を受けていないこと。

(4) イベント・プロモーション等の企画立案に係る業務実績があること。

※ チームを編成して参加する場合、構成員すべてが(1)(2)(3)を満たす必要があることに注意すること。

※ チームを編成した場合、契約の相手方はチームの代表社(者)とし、他の構成員は協力会社(者)となる。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

6 企画提案を求める項目

(1) (仮称)北3条広場供用までの各種プロモーション企画・実施

広場の利用促進、他の施設との連携手法、幅広い周知手法について、他都市施設の先進事例も参考とし、市民ニーズ等の各種調査結果を踏まえ、どのような広報手法が効果的か、また、どのように実施するか。

(2) (仮称)北3条広場のオープニングイベントの基本計画の策定

(仮称)北3条広場の平成26年夏頃に供用開始に向けて、同時期に開催予定の他イベント等との連携も含めて、オープニングイベントとしてどのような企画が考えられるか。また、実施に向けてどのようなスケジュールで準備を進めていくか。

(3) 業務執行に当たっての工夫

その他、本業務の目的達成のため、重要と考える事柄及び、効率的・効果的な業務執行手法があれば提案すること。

7 一般事項

(1) 担当部局(企画提案書の提出先)

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 市民まちづくり局 都市計画部 都心まちづくり推進室 (5階南側)

電話：011-211-2692 FAX：011-218-5112

HPアドレス：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>

電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

※ 問い合わせ等において、E-Mailを利用する場合は、「【(仮称)北3条広場プロモーション業務】」の文字を必ず件名の冒頭に入れること。ただし、企画提案書は必ず郵送又は持参すること。

(2) プロポーザルの日程(予定)

・企画提案書の提出期限 平成25年10月18日(金)(12時00分必着)

・一次審査(書類審査) 平成25年10月23日(水)(予定)

・最終審査(ヒアリング) 平成25年10月29日(火)(予定・後日通知)

※下記8(1)により一次審査(書類審査)を省略した場合は、最終審査(ヒアリング)が早まる場合があるので注意すること。

(3) 企画提案書等の提出について

- ア 提出書類については、別紙1「企画提案書等の作成について」に基づき作成することとする。
- イ 提出期限までに提出先へ持参又は郵送により提出すること。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 質疑

原則として、質疑には回答しない。ただし、市民が一般的に知り得る事実の確認や事務手続に関する確認のための質問については、事務局の判断により回答する。

8 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「(仮称)北3条広場プロモーション業務に係るプロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、別紙2「委託候補者選定要領」により総合的に審査し、本業務に最も適していると認められる企画提案者(以下「入選者という。）」を選定する。

(1) 一次審査(書類審査)

- ・提出書類による書類審査を行う。
- ・一次審査通過の企画提案は、3件程度とする。
- ・応募件数が3件程度以下の場合は、一次審査を省略し、すべての企画提案を一次審査通過とする。
- ・一次審査結果(一次審査を省略した場合を含む)は、企画提案者全員に文書で通知する。

(2) 最終審査(ヒアリング)

- ・一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。
- ・出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・ヒアリングは1社(者)約30分(提案説明約20分、質疑約10分)を想定し、順次個別に行う。(一次審査の通過数により、1社(者)あたりの時間は変わる可能性がある。)
- ・ヒアリングの詳細については、別途通知する。
- ・最終審査は、書類審査及びヒアリングの結果を総合的に勘案して審査する。なお、応募者が1社(者)の場合でも最終審査を実施し、最低基準点を超えた場合には入選者として選定する。
- ・選定の結果は、ヒアリングを実施した企画提案者全員に文書で通知する。

9 委託の相手方について

本業務の委託は、原則として入選者に対して行うこととし、その手続きについては、札幌市契約規則による。ただし、プロポーザル方式の性質上、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

10 失格要件

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (3) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (4) 業務体制概要に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (5) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (6) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (7) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

【問い合わせ先】

札幌市 市民まちづくり局 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

犬丸(イヌマル)、宗像(ムネカガ) TEL (011) 211-2692 FAX (011) 218-5112